

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成25年6月6日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人やすらぎの里

(2) 代表者の氏名

山下 由多加

(3) 主たる事務所の所在地

京都市山科区日ノ岡坂脇町7番地 - 5

(4) 定款に記載された目的

この法人は精神障害者に対して,差別的な状況を改善し地域における自立した生活を送るために,共同作業所の運営や,日常生活の支援などに関する事業を行い,自立した生活を送れるような社会を創造することにより福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成25年5月30日

(文化市民局地域自治推進室)